

市総務局人事部給与課長以下、市労連書記長以下との予備交渉

## 令和6年3月11日（月曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（市）

それでは予備交渉を始めさせていただく。交渉議題は、令和6年度給与改定等市労連統一賃金要求についてということさせていただく。交渉日程は、本交渉が令和6年3月15日金曜日の16時45分から。場所は本庁舎4階の第1、第2、こちらの共通会議室でお願いする。交渉メンバーは総務局長以下となっている。名簿を用意しているので、お渡しさせていただく。

（組合）

市労連側も名簿で。

（市）

次に、要求項目の確認をさせていただく。例年、要求項目について、交渉事項とそうでない、管理運営事項が含まれているものがあり、要求そのものを否定するわけではないが、交渉事項にかかるものしか協議できないことについてご理解いただきたい。詳細については各担当から確認させていただく。

それでは、給与課本給部分の方からさせていただく。例年だが、管理運営事項はなく、内容についても今年度、特に確認をさせていただきたい事項もない。

給与課手当部分からも同様に、管理運営事項はなく確認事項もない。

人事課は人事グループ分について、例年の事項となるが、管理運営事項の部分について確認をさせていただく。まず、要求項目の3の(6)について、昇格枠の拡大の部分が管理運営事項となる。次が、要求項目の5番の(1)のところについて、こちらも昇格枠の拡大となっている部分が管理運営事項になる。6番、人事評価制度の部分については、こちらは全文、管理運営事項になる。要求項目7の(2)番、分限処分のところ、こちらも全文、管理運営事項になる。要求項目7の(8)番のところだが、真ん中あたりの高齢期雇用制度を構築することという部分は管理運営事項になる。同じく要求項目7の(12)番のところだが、こちらの方の勤務体制の整備という部分が管理運営事項になる。引き続いて(13)番の2行目のところの業務執行体制の構築の部分が管理運営事項になる。(14)のところについて、一番最後のところの必要な業務執行体制を構築といった部分が、管理運営事項になる。人事グループの管理運営事項の確認は以上だが、併せて内容の確認をさせていただきたい点が一点ある。今年からの表現ではなく、この間ずっと使っていた表現だったと思うが、番号で言うと7の(1)のところ、仕事と家庭の調和の項目のところだが、こちらの勤務間インターバルを確保することの後なのだが、また完全週休二日制の実施に伴う十分な条件整備を図ることという表

現のところだが、ここはずっと入っているところだと思うが、完全週休二日制ってかなり前から実施をすでにしているのかなと思っており、ここの条件整備というのが具体的に何を指しているのだろうというのが、今さらながら分からなくて。

(組合)

変則勤務のこのやつだったと思うが。具体的に何って、今ぱっと思いつけないが。たしか変則勤務の部分でまだ残っているところがあるってという、そんな経過だったと思う。一旦、預からせてほしい。きちっと経過見て返すようにする。

(市)

この間もずっと要求いただいていたのだが、改めて読んでいて意味合いが分からなくなってしまう。申し訳ない。人事グループの確認は以上となる。

人事課厚生グループから管理運営事項について、要求項目7番の(4)、給付内容、管理運営事項となる。確認させていただきたい内容はない。以上となる。

教育委員会からは管理運営事項、確認させてもらう事項はない。

各担当からの確認は以上となる。